

事業計画と運送約款

お役所

事業計画（許認可のための青写真）として記載する事項（道運施規 4Ⅷ）

- ① 営業区域 ※変更（個タクはなし） → 事前の認可（道運 15 I）
- ② 主たる事務所及び営業所の名称及び位置
※変更 → 遅滞なく届出（道運 15Ⅳ）
- ③ 営業所ごとに配置する事業用自動車の数
並びにその種別ごとの数
及び地方運輸局長が指定する地域にあつては
国土交通大臣が定める区分ごとの数
※変更（個タクはなし） → あらかじめ届出（道運 15Ⅲ）
- ④ 自動車車庫の位置及び収容能力
※変更 → 事前の認可（道運 15 I）

事業者

旅客

運送約款（旅客との契約条項）に定める事項（道運施規 12）

- ① 事業の種別
- ② 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項
- ③ 運送の引受けに関する事項
- ④ 運送責任の始期及び終期
- ⑤ 免責に関する事項
- ⑥ 損害賠償に関する事項
- ⑦ その他運送約款の内容として必要な事項

※標準運送約款と同一の運送約款 → 認可を受けたものとみなす（道運 11Ⅲ）

※運送約款の変更の認可申請 → 変更を必要とする理由（道運施規 11④）